

# 令和2年秋の全国交通安全運動

令和2年9月21日(月)～9月30日(水)

## 子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

### 「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう

次代を担う子どものかけがいのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要です。

車を運転中に子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転をしましょう。



### 自転車の安全利用の促進

#### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
夜間はライトを点灯  
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



## 高齢運転者等の安全運転の励行

### 高齢者の交通事故が全体の約3～4割

滋賀県内の高齢者が関係する事故の発生件数は、407件(31.1%)、高齢者の死者数は、7名(38.9%)です。(令和2年6月末)

高齢ドライバーの方はこの機会に自分の運転を見直してみましょう。



### ながら運転は危険な運転行為!!

令和元年12月1日から道路交通法の一部改正により、「ながら運転」(携帯電話等を使用しての運転)が厳罰化されました。

車を運転するときは、携帯電話(スマートフォン)等に気を取られることなく、運転に集中しましょう。



		違反点数	罰則	反則金		
携帯電話使用等	保持	3点	6月以下の懲役または10万円以下の罰金		保持	大型車
	交通の危険	6点	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	普通車		1万8000円
					二輪車	1万5000円
					原付車	1万2000円

## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

### 夕暮れ時のライト点灯 夜間は反射材の活用

夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛け、スピードを落として運転をしましょう。

また、歩行者は自動車から見えにくいことを意識して、反射材を活用、明るい色の服を着用してドライバーに自分の存在を知らせましょう。



### 妨害運転(あおり運転)の防止

令和2年6月30日から道路交通法の一部改正により妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の罰則規定が施行されました。妨害運転は危険極まりない悪質な行為です。絶対にやめましょう。

#### ★妨害運転を受けた時の対処法★

- ・安全な場所に止まり、110番通報する
- ・相手が降りてくる場合があるのでドアロックをする
- ・相手が挑発してきても車外に出ない

## 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

### 滋賀県は、11.3パーセント!!

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における一時停止状況について、2019年にJAFが調査した結果、全国平均は17.1%に対して、滋賀県は、11.3%と全国平均を下回っています。

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」と定めています。

ドライバーの方は、信号機のない横断歩道を通過するとき、歩行者がいなかしっかりと確認し、歩行者がいれば車を止め、横断しようとしている方に道を譲りましょう。

信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の路面標示(ダイヤモンド)や道路標識が設置されています。

これが見えたら、歩行者の有無をしっかり確認しましょう。



9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」